附則第七条第十五項の表政令附則第十二条第四十七項第一号ハの項中「附則第十二条第四十七項第一号ハ」を「附則第十二条第五十項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ロの項中「附則第十二条第四十七項第二号ロ」を「附則第十二条第五十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号ハの項中「附則第十二条第四十七項第二号ハ」を「附則第十二条第五十項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第一号ハの項中「附則第十二条第四十八項第一号ハ」を「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ハの項中「附則第十二条第四十八項第二号ハ」を「附則第十二条第五十一項第二号ハ」に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13　政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

14　政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

15　法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。

16　法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

二　政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三　政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類

四　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション　政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条の三第四項第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和３年度又は令和４年度」を「令和５年度又は令和６年度」に、「この号ロ」を「同号ロ」に改め、同表第三号中「令和３年度又は令和４年度」を「令和５年度又は令和６年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第十一項中「附則第十二条の四第十八項」を「附則第十二条の四第十五項」に改め、同項第一号中「又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）」、「又は被災償却資産」、「又は第十一項」及び「又は償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同項第二号中「又は被災償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同項第三号中「又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十一項」、「政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては」及び「、同条第十五項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削る。

附則第七条の四第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和３年度又は令和４年度」を「令和５年度又は令和６年度」に、「この号ロ」を「同号ロ」に改め、同表第三号中「令和３年度又は令和４年度」を「令和５年度又は令和６年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条に次の二項を加える。

10　政令附則第十二条の五第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11　政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二　被災家屋又は被災償却資産が平成三十年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三　政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第七条の四の次に次の一条を加える。

（政令附則第十二条の六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の五　政令附則第十二条の六第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合　その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積